

急増する輸入貨物への対応に関する 研究会のとりまとめ

令和 4 年 1 0 月 3 1 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
急増する輸入貨物への対応に関する研究会

急増する輸入貨物への対応に関する研究会のとりまとめ

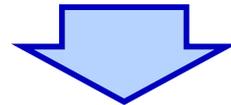
問題の所在

- 通販貨物から不正薬物や知的財産侵害物品等が摘発される事案が増加、FS利用貨物についても摘発事案が認められ、不適切な課税価格での輸入申告が行われる事例も散見。
- 通販貨物及びFS利用貨物について、適正な取締りと迅速通関等の実現のための見直しを検討すべき。
- 通販貨物及びFS利用貨物に係る措置が円滑に実施されるためには、SP業者、EC運営事業者等との協力・連携が不可欠。

(注1) 通販貨物：ECサイトを通じて海外の販売者により販売され、国内の消費者に直接配送される貨物。

(注2) FS利用貨物：輸入後にEC運営事業者等が提供するフルフィルメントサービスを利用して消費者に販売される貨物。

(注3) SP (Small Package) 業者：輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続等の代行を含む。）一貫輸送を行うサービスを提供している業者。



- 本年6月から、「急増する輸入貨物への対応に関する研究会」（以下「研究会」）を開催。
- 「事業者との連携・協力」、「有用な情報の取得」、「必要な制度見直し」について議論。

急増する輸入貨物への対応に関する研究会のとりまとめ

対応の方向性

○ 貨物あるいは事業者のリスクに応じたメリハリのある対応が重要

- 輸入者等から取得した情報に基づくリスク判定の精度を向上させることで、リスクの高い貨物に税関のリソースを集中することが可能。
- 効果的・効率的な水際取締りが実現し、結果として優良な又は協力的な事業者のメリットとなる。

(1) 事業者との連携・協力

① SP業者との連携

- 事前情報の充実を図り、事前情報の提供が可能なSP業者を拡げることが必要。

② EC運営事業者との協力

- 模倣品等の水際取締りに関する協力関係の進展を期待。
- 海外においては輸入通関手続全般にわたる情報に関して協力を模索。我が国においても今後強力に推進していくことを期待。

急増する輸入貨物への対応に関する研究会のとりまとめ

(2) 有用な情報の取得

① より適切なリスク管理

- 急増する通販貨物及びFS利用貨物の円滑な輸入を引き続き確保するためには、まず、その実態を的確に把握すべき。
- 貨物の種類、サービス形態を考慮し、通販貨物であるか否かを把握することが必要。

◆ 輸入者が申告時に把握している、「**通販貨物であるか否か**」、「**国内配送先**」を**輸入申告項目に追加**。

② 適正な輸入申告の確保

- 本邦に拠点を有しない者（非居住者）が輸入しようとする場合における、輸入実績のある者になりすまして不適切な課税価格で輸入申告を行う事例や税関事務管理人を定めずに実態を把握していない者（本邦に所在する者）に代行を依頼する事例への対応が必要。

◆ 本来輸入者となるべき者が「輸入者」として申告することを求めるため、「**輸入者の住所・氏名**」を**輸入申告項目として明記**。

◆ 実施に当たっては、「**輸入者**」の**意義（解釈）も明確化**。

③ 協力事業者のメリット

- 事業者にとっての施策への協力によるメリットについても整理しておく必要。

急増する輸入貨物への対応に関する研究会のとりまとめ

(3) 必要な制度見直し

- 非居住者が輸入しようとする場合において、非居住者から依頼を受けた者がその役割を理解しないまま税関事務管理人として届け出られ、適切な対応がなされない事例。
- 非居住者が輸入申告手続等への対応をする場合において、必要な税関事務管理人が定められていない事例。
- これらの事例への対応として、非居住者をして、税関事務管理人を通じて適正な輸入申告を行わせるために、税関事務管理人制度の見直しが必要。

◆ 税関事務管理人の届出をする非居住者に関する情報を税関が的確に把握できるよう、届出項目に、届出の主体である非居住者と税関事務管理人との関係や非居住者の事業内容等を追加。

◆ 当初の輸入手続において税関事務管理人が定められていない場合や、非居住者と税関との間の連絡等の窓口を担う者がいない場合に対応するための仕組みを設ける。

急増する輸入貨物への対応に関する研究会のとりまとめ

おわりに

- 急増する輸入貨物への対応にあたっては、**SP業者やEC運営事業者との連携・協力が不可欠。**
- **関税の賦課徴収、水際取締りの観点とともに、同じく税関の使命である貿易の円滑化の実現も重要。特に、越境ECの拡大は新たなビジネスモデルの創出や革新的な事業が出現する契機。**
- 本課題には海外の者も含め多くの利害関係者が関わっており、**透明性が高く標準的な仕組み**にしていくこと、**海外の関係機関との連携や認識の共有**を図ることも必要。
- 今後の制度・運用の見直しを通じ、日本における官民の取組みが世界のモデルとなることを期待。